

第51回山梨県環境保全審議会（平成30年3月26日開催）

【差替え版】
審議事項(2)資料

平成30年度公共用水域及び地下水の
水質測定計画（案）について

大気水質保全課

平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について

1 公共用水域水質測定計画(案)の概要

(1) 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、公共用水域の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する公共用水域のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

(2) 測定期間

平成30年4月から平成31年3月まで

(3) 測定地点

水質汚濁防止法に基づく項目については、河川は31水域47地点、湖沼は5水域6地点の計36水域53地点の水質測定を実施する。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく項目については、河川は6水域6地点、湖沼は1水域1地点の計7水域7地点の水質及び底質の測定を実施する。

(4) 測定項目・回数及び実施機関

根拠法令	項目	測定項目	測定回数	実施機関
水質汚濁防止法	生活環境項目	水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、全亜鉛(Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)等 11項目	年2~24回	山梨県 国土交通省 甲府市
	健康項目	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、砒素(As)、テトラクロロエチレン(PCE)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(NO ₃ -N・NO ₂ -N)等 26項目	年1~12回	
	要監視項目	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、アニリン等 31項目	年1回	
	特殊項目	銅(Cu)、クロム等 4項目	年1~4回	
	その他項目	塩素イオン(Cl ⁻)、電気伝導率等 8項目	年1~24回	
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル	年1回	山梨県 国土交通省

(5) 公表

測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成31年度に公表する。

なお、環境基準点における主な生活環境項目の調査結果を、毎月1回、県のホームページ上で速報値として公表する。

(6) 測定計画の変更点

なし。

2 地下水水質測定計画（案）の概要

(1) 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する地下水のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

(2) 測定期間

平成30年4月から平成31年3月まで

(3) 調査方法

地下水の水質調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査により実施する。

概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために調査する。

()環境基準項目、要監視項目

(ア)ローリング方式

県内をメッシュで区切り、各メッシュ内に不定点の井戸を選定し、数年で1巡するよう調査する。

【山梨県】A地区：2年で1巡 B地区：4年で1巡

【甲府市】2年で1巡

A地区：水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある52地区

B地区：A地区以外の29地区

(イ)定点方式

定点において水質の経年変化を把握するために調査する。

()ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査は、県内5kmメッシュで88地区に区切り、2地区につき1地点を5年で1巡するよう調査する。

汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確定するとともに、汚染原因の究明に資するために調査する。

継続監視調査

過去の調査により、環境基準を超過し、継続的に監視する必要がある地点で調査する。

(4) 測定地点

測定機関		山梨県	甲府市	合計	
地点数	概況調査	ローリング方式	33(20)	11(11)	44(31)
		定点方式	8	0	8
	継続監視調査(定点方式)		30	7	37
	ダイオキシン類(ローリング方式)		9	0	9

ローリング方式の()内の数値は要監視項目測定地点数

(5) 測定項目・回数及び実施機関

根拠法令	調査の種類		項目	測定回数	測定機関
水質汚濁防止法	概況調査	ローリング方式	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、トリクロロエチレン(TCE)、硝酸性窒素及亜硝酸性窒素(NO ₃ -N・NO ₂ -N)等 環境基準項目 28項目	年2回	山梨県 甲府市
			クロロホルム、トルエン、キシレン等 要監視項目 24項目	年1回	
	定点方式	汚染の可能性の高い項目及びその分解生成物	年2回		
	汚染井戸周辺地区調査	前年度の調査で環境基準を超過した項目及びその分解生成物	年1回		
		継続監視調査	前年度までの調査で汚染が確認された項目及びその分解生成物	年1回 ~2回	
ダイオキシン類対策特別措置法	概況調査		ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル	年1回	山梨県

(6) 公表

測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成31年度に公表する。

(7) 測定計画の変更点

概況調査(ローリング方式)における地区の見直し

・A地区が50地区から52地区に増加。これに伴い、B地区は31地区から29地区に変更。
理由：有害物質使用特定事業場がある地区が2地区増加したため。

継続監視調査対象井戸の削減(2地点削減)

・笛吹市石和町井戸地区及び笛吹市石和町砂原地区の調査対象井戸の調査を終了。
理由：過去に1,1-ジクロロエチレンの汚染があり継続監視していたが、継続して環境基準を満たしており、かつ、過去の調査で周辺においても汚染がないことを確認しているため。

継続監視調査対象井戸の増加(4地点増加)

・甲府市右左口町地区及び甲州市勝沼町藤井地区において、継続監視調査を開始。
理由：平成28年度の概況調査(ローリング方式)において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染が見つかった。これを受けて平成29年度に周辺井戸の調査を実施した。平成30年度からは継続監視調査を実施する。
・北杜市高根町箕輪地区及び北杜市須玉町下津金地区において、継続監視を開始。
理由：平成29年度の概況調査(ローリング方式)において、北杜市高根町箕輪地区において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、北杜市須玉町下津金地区において砒素が環境基準を超過した。北杜市高根町箕輪地区は、周辺に1井戸あり、環境基準を満たしていることを確認した。北杜市須玉町下津金地区は、周辺に採水できる井戸がなかった。このことから、汚染が見つかった井戸において平成30年度から継続監視調査を実施する。

平成30年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）

山 梨 県

目 次

1 公共用水域水質測定計画 ----- 1

2 地下水水質測定計画 ----- 1 1

公共用水域水質測定計画

【趣 旨】

- 1 この計画は、水質汚濁防止法第16条に基づき、公共用水域の水質の測定について、必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第26条、第27条により実施する公共用水域のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

【測定期間】

- 2 測定期間は、平成30年4月から平成31年3月までとする。

【測定地点及び測定機関】

- 3 測定地点は、別表1及び図1とし、測定機関は、山梨県、国土交通省及び甲府市とする。

【測定項目及び測定回数】

- 4 測定項目及び測定回数は、別表2 - a、bのとおりとする。

【採水地点及び採水方法等】

- 5 採水地点及び採水方法等は、河川、湖沼ごとにそれぞれ次のとおりとする。

(1) 河 川

採水地点

採水地点は、原則として流心とする。

採水方法

採水の部位は、水面から原則として水深の2割程度の深さとする。

採水の条件

採水日は、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。

採水時に実施すべき事項

採水時には、採水日時、水面巾、採水地点の右岸又は左岸からの距離などを記録する。

また、一部試料の酸素固定を行うほか、水温、気温、水深、外観、臭気などについても現地で測定又は観測し、記録することを原則とする。

(2) 湖 沼

採水地点

採水地点は、原則として湖心とする。

採水方法

採水の部位は、水面から原則として30センチメートル程度の深さとする。

採水の条件

河川に準ずる。

採水時に実施すべき事項

河川に準ずる。

【測定方法】

6 測定方法は、別表3のとおりとする。

【測定結果の送付等】

7 国土交通省及び甲府市は、公共用水域水質測定結果を、翌月までに、山梨県知事に報告するものとする。

【公表】

8 測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成31年度に公表する。
なお、環境基準点における主な生活環境項目の測定結果を、毎月1回、県のホームページ上で速報値として公表する。

【その他】

9 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

別表1

水質汚濁に係る環境基準測定地点一覧

水系名	流域名	水域名	番号	地点 統 番号	水質測定点	緯度N	経度E	類型及び達成期間				測定機関			流量 測定 地点
								水生生物		山梨県	国 土 交通省	甲府市			
								基準 類型	達成 期間				基準 類型	達成 期間	
富 士 川	富 士 川	富士川(1)	1	1900151	国界橋	35.85990	138.28014	A A	イ	生物A	イ				
			2	1900101	船山橋	35.70083	138.45417								
		富士川(2)	3	1900251	信玄橋	35.66222	138.50222	A	イ						
			4	1900201	三郡西橋	35.56944	138.48694								
	富士川(3)	5	1900301	富士橋	35.53917	138.45917	A	ハ	生物B	イ					
		6	1900351	富山橋	35.42028	138.45417									
	富士川(4)	7	1901501	南部橋	35.28667	138.46028	A	口							
		8	1920901	大門ダム貯水池	35.87508	138.43473									
	大 門 川	9	1920203	塩川ダム貯水池	35.85966	138.49989									
		塩 川	10	1920201	藤井堰	35.75833	138.43260								
			11	1920202	塩川橋	35.69444	138.47111								
			12	1920210	黒沢川流末	35.69890	138.46554	C	ハ	生物B	イ				
		13	1901601	新大橋	35.56821	138.47666	B	イ	生物B	イ					
笛 吹 川	笛吹川上流	14	1900651	広瀬ダム貯水池	35.84347	138.76121	A	イ	生物A	イ					
		15	1900601	亀甲橋	35.69694	138.68500									
		16	1900751	鷲飼橋	35.64806	138.64167									
	笛吹川下流	17	1900753	桃林橋	35.57556	138.52083	A	ハ	生物B	イ					
		18	1900701	三郡東橋	35.56694	138.48861									
	琴 川	19	1921101	琴川ダム貯水池	35.80282	138.65681									
	重 川	20	1901351	千野橋	35.71814	138.74012	B	イ	生物B	イ					
		21	1901301	重川橋	35.67056	138.68194									
	日 川	22	1901451	葡萄橋	35.66105	138.72324	A	イ	生物A	イ					
		23	1901401	日川橋	35.66167	138.67750									
	平等川	24	1901251	平等橋	35.65139	138.63030	B	イ	生物B	イ					
		25	1901201	平等川流末	35.60972	138.59019									
	濁 川	26	1901051	砂田橋	35.65637	138.59119	C	ハ	生物B	イ					
		27	1901001	濁川橋	35.61003	138.58913									
	荒川上流	28	1900851	荒川ダム貯水池	35.76129	138.57499	A A	イ	生物A	イ					
29		1900801	桜 橋	35.71404	138.53836										
荒川下流	30	1900951	千秋橋	35.64653	138.56532	B	ハ	生物B	イ						
	31	1900901	二川橋	35.60373	138.57296										
鎌田川	32	1901151	高室橋	35.61580	138.55609	B	ハ	生物B	イ						
	33	1901101	鎌田川流末	35.57589	138.50931										
相 模 川	相模川上流(1)	34	1900401	富士見橋	35.52293	138.84808	A A	イ	生物A	イ					
		35	1900501	大月橋	35.60828	138.93761									
		36	1900551	桂川橋	35.61678	139.11887					A	ハ			
	宮 川	37	1902201	昭和橋	35.49653	138.80937	B	口	生物B	イ					
	柄杓流川	38	1901701	柄杓流川流末	35.54475	138.88747	A	ハ	生物A	イ					
	大幡川	39	1920401	大幡川流末	35.56315	138.90049									
	朝日川	40	1901801	落合橋	35.57701	138.93497	A	イ	生物A	イ					
	笹子川	41	1901901	西方寺橋	35.60285	138.92252	A	イ	生物A	イ					
	葛野川	42	1921001	深城ダム貯水池	35.70704	138.94396									
	鶴 川	43	1902001	鶴川橋	35.62169	139.10547	A	イ	生物A	イ					
	道志川	44	1920701	道志川流末	35.53857	139.11409									
	秋山川	45	1920801	秋山川流末	35.58149	139.12588									
	富 士 五 湖	山中湖	46	1950101	山中湖湖心	35.41834	138.87120	A	イ	生物B	イ				
		河口湖	47	1950201	河口湖湖心	35.51767	138.76219	A	イ	生物B	イ				
			48	1950251	河口湖船津沖	35.51003	138.77066								
西 湖		49	1950301	西湖湖心	35.49790	138.68347	A	イ	生物A	イ					
精進湖		50	1950401	精進湖湖心	35.49027	138.60738	A	イ	生物B	イ					
本栖湖	51	1950501	本栖湖湖心	35.46339	138.58551	A A	イ	生物A	イ						
多摩川	多摩川	多摩川上流(1)	52	1902351	下保之瀬橋	35.78766	138.94337	A A	イ	生物A	イ				
		小菅川	53	1920601	小菅川流末	35.76019	138.96758								
3水系	5流域	36水域	計	53地点							33地点	13地点	7地点	32地点	

黒印：環境基準点(27地点) 白印：補助点(26地点)

水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

- ・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流
- ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流
- ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)
- ・多摩川上流(1)を多摩川上流

測定地点の緯度経度は、おおよその地点を示す。

別表2 - a(一般項目、生活環境項目、健康項目)

水系名		富 士 川												富 士 川													
流域名		富 士 川												富 士 川													
水域名		富士川(1) 2	富士川(2) 2	富士川(3) 2	富士川(4) 2	大門口	塩川	塩川	黒沢川	滝沢川	笛吹川上流	笛吹川下流	琴川	重川	日川	平等川											
測定地点		国界橋	船山橋	信玄橋	三郡西橋	富士橋	富山橋	南部橋	大門口貯水池	塩川貯水池	藤井堰	塩川橋	黒沢川流末	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鶏飼橋	桃林橋	三郡東橋	琴川ダム貯水池	千野橋	重川橋	葡萄橋	日川橋	平等橋	平等川流末	
番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
測定機関		山梨県	国交通省				山梨県				国交通省				山梨県				国交通省								
環境基準点(補助点)																											
一般項目	天候	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	気温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	水温	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	外観	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	河流量		12	12	12	12	12	12				12	12	12		12	12	12					12		12		12
	採取位置	12	12	12	12	12	12	12				12	12	24	24		12	12	12	12		12	12	12	12	12	24
	川透視度	12	12	12	12	12	12	12				12	12	24	24		12	12	12	12		12	12	12	12	12	24
	湖採取水深								12	12					12							12					
	全水深																										
沼透明度								12	12					12							12						
生活環境項目	pH	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	DO	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	BOD	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	COD	12	3	3	3	5	3	5	12	12	12	5	24	24	12	3	5	8	5	12	12	8	12	5	12	12	24
	SS	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
健康項目	大腸菌群数	12	12	12	12	12	4	12	12	12	12	24	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	24
	n-ヘキサン抽出物質 1																										
	全窒素		5	8	8	8	8	8	12	12		8	12	12	12	8	8	8	8	12		8		8		8	12
	全燃		4	4	4	4	5	12	12		4	12	12	12	4	5	4	5	12		4		4		4		12
	全亜鉛	4	12	12	12	12	12	4	6	6	12	4	6	4	12	12	12	12	12	12	4	12	4	12	6	6	6
	ニルフェノール	2		2	2	2	2					4	4		2			2		2		2		2		4	4
	直鎖アルキルベンゼン系芳香族及びその塩	4	4	4	4	4	4					4	4		4			4		4		4		4		4	4
	カドミウム	2	2	1	2	2	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	1	2	4	2	2	2	2	2	2	2
	全シアン	2	2		2	2		2	2	2	2		2	2	2				2	4	2	2	2	2	2	2	2
	鉛	2	2	1	2	4	1	2	2	2	2	1	2	2	2	2		1	2	4	2	2	2	2	2	2	2
六価クロム	2	2		2	2		2	2	2	2		2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
砒素	2	2	1	3	4	1	2	2	12	4	3	2	2	2	3	1	1	4	4	2	3	2	2	12	12	12	
総水銀	2	2		2	2		2	2	2	2		2	2	2	2			2	4	2	2	2	2	2	2	2	
アルキル水銀 1																											
健康項目	PCB		1		1	1		1				2	2		1			1			1		1		1		2
	ジクロロメタン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	四塩化炭素	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	1,2-ジクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	1,1-ジクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	1,1,1-トリクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	1,1,2-トリクロロエタン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	トリクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	テトラクロロエチレン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	1,3-ジクロロプロペン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	チウラム	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	シマジン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	チオベンカルブ	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	ベンゼン	2	1		1	1		1	2	4	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
	セレン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	2	6	6	2	6	4	4	4	2	4	4	4	6	2	2	6	4	4	6	4	6	4	6	4	4
ふつ素	4	2	1	2	2	1	2	2	4	4	1	4	4	2	1		1	2	2	4	1	4	1	4	1	4	4
ほう素	2	2	1	2	2	1	2	2	4	4	1	4	4	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4
1,4-ジオキサン	2	1		1	1		1	2	2	2	2	2	2	1			1	2	2	1	2	1	2	1	2	2	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン												1														
	" 底質												1														
	コプラナーポリ塩化ビフェニル																										
	" 底質																										

1:この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。
 2:水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。
 ・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)

別表2 - b(要監視項目、特殊項目)

水系名 流域名	富士川																									
	富士川							川							笛							吹				
水域名	富士川(1) 2	富士川(2) 2	富士川(3) 2	富士川(4) 2	大門口貯水池	塩川貯水池	藤井堰	塩川橋	黒沢川流末	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鶴飼橋	桃林橋	三郡東橋	琴川ダム貯水池	千野橋	重川橋	葡萄橋	日川橋	平等橋	平等川流末				
測定地点	国界橋	船山橋	信玄橋	三郡西橋	富士橋	富山橋	南部橋	大門口貯水池	塩川ダム貯水池	藤井堰	塩川橋	黒沢川流末	新大橋	広瀬ダム貯水池	亀甲橋	鶴飼橋	桃林橋	三郡東橋	琴川ダム貯水池	千野橋	重川橋	葡萄橋	日川橋	平等橋	平等川流末	
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
測定機関	山梨県	国土交通省						山梨県	国土交通省	山梨県	国土交通省						山梨県	国土交通省	山梨県	国土交通省	山梨県	国土交通省	山梨県	国土交通省	山梨県	国土交通省
環境基準点(補助点)																										
要 監 視 項 目	クロロホルム 3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	1,2-ジクロロプロパン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	P-ジクロロベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	イソキサチオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	ダイアジン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	フェントロチオン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	イソプロチオラン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	オキシ銅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	クロロタロニル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	プロピザミド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	EPN																									
	ジクロロボス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	フェノカルブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	イプロベンホス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	クロルニトロフェン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	トルエン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	キシレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	フタル酸ジエチルヘキシル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	ニッケル	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	モリブデン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	アンチモン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	塩化ビニルモノマー	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	エビクロロヒドリン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	全マンガン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ウラン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
フェノール 4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
ホルムアルデヒド 4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
4-t-オクチルフェノール 4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
アニリン 4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
2,4-ジクロロフェノール 4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
フェノール類 1																										
特殊項目	銅		2	2	2	2				2	2	2		2	2	2		2	2		2	2		2		
	溶解性鉄		2	2	2	2	2			1	2	2		2	2	2		2	2		1	2		2		
	溶解性マンガン				1			1		2		2	2					1	2					2		
	クロム										2	2						2						2		
その他項目	アンモニア性窒素		6	2	6	12	5	5	6	6	1	6	6	6	4	3	12	12	6		12		4	6		
	磷酸態燐					12			6	6		6	6	6			12	12	6					6		
	クロロフィルa								12	12							12									
	陰イオン界面活性剤	6	4	4	4	4	4	4	6	6	6	4	6	6	6	4	4	4	4	6	6	4	6	6		
	塩素イオン	12							12	12	12		12	12	12					12	12		12	12		
	電気伝導率	12	2	2	2	2	2	2	12	12	12	2	24	24	12	2	2	6	6	12	12	2	12	2	12	
	濁度		12	12	12	12	12	12												12	12		12			
大腸菌数		4		4	4	4	4								4				4			4				

1:この項目については、必要に応じて測定を実施するものとする。

2:水生生物の保全に係る水質環境基準においては、水域名は次のとおり。

・富士川(1)及び富士川(2)を富士川上流 ・富士川(3)及び富士川(4)を富士川下流 ・相模川上流(1)及び相模川上流(2)を相模川(1)

3:人の健康の保護及び水生生物の保全に係る要監視項目

4:水生生物の保全に係る要監視項目

別表3 公共用水域水質測定方法

測定項目		報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (参考)	測定方法	備考	
生活環境項目	p H	-	6.5～8.5	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 12.1	昭和46年環境庁告示第59号	
	D O	0.5	5～7.5	規格K0102 32	〃	
	B O D	0.5	1～5	規格K0102 21	〃	
	C O D	0.5	1～3	規格K0102 17	〃	
	S S	1	25～50	付表9	〃	
	大腸菌群数	-	50～5000	最確数による定量方法	〃	
	n-ヘキササン抽出物質	0.5	-	付表14	〃	
	全窒素	0.05	-	規格K0102 45.2,45.3,45.4又は45.6	〃	
	全燐	0.003	-	規格K0102 46.3	〃	
	全亜鉛	0.001	0.03	規格K0102 53	〃	
	ノニルフェノール	0.00006	0.001～0.002	付表11	〃	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	0.03～0.05	付表12	〃	
	健康項目	カドミウム	0.0003	0.003	規格K0102 55.2,55.3又は55.4	〃
		全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102 38.1.2及び38.2,規格K0102 38.1.2及び38.3又は規格K0102 38.1.2及び38.5	〃
鉛		0.005	0.01	規格K0102 54	〃	
六価クロム		0.02	0.05	規格K0102 65.2	〃	
砒素		0.005	0.01	規格K0102 61.2,61.3又は61.4	〃	
総水銀		0.0005	0.0005	付表1	〃	
アルキル水銀		0.0005	検出されないこと	付表2	〃	
P C B		0.0005	検出されないこと	付表3	〃	
ジクロロメタン		0.002	0.02	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
四塩化炭素		0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,2-ジクロロエタン		0.0004	0.004	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	〃	
1,1-ジクロロエチレン		0.002	0.1	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
トリス-1,2-ジクロロエチレン		0.002	0.04	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	1	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	0.006	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
トリクロロエチレン		0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
テトラクロロエチレン		0.0005	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,3-ジクロロプロパン		0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃	
チウラム		0.0006	0.006	付表4	〃	
シマジン		0.0003	0.003	付表5の第1又は第2	〃	
チオベンカルブ		0.002	0.02	付表5の第1又は第2	〃	
ベンゼン		0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
セレン		0.002	0.01	規格K0102 67.2,67.3又は67.4	〃	
硝酸性窒素		0.02	10	規格K0102の43.2.1,43.2.3,43.2.5又は43.2.6	〃	
亜硝酸性窒素		0.02		規格K0102の43.1	〃	
ふつ素		0.05	0.8	規格K0102の34.1若しくは34.4又は付表6	〃	
ほう素		0.04	1	規格K0102 47.1,47.3又は47.4	〃	
1,4-ジオキサン		0.005	0.05	付表7	〃	
ダイオキシン類		ポリ塩化シベンゾフラン及びポリ塩化シベンゾ-ヒラ-ジオキシン	-	1pg-TEQ/L	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号
		コプラナー-ポリ塩化ビフェニル	-		〃	〃
		ポリ塩化シベンゾフラン及びポリ塩化シベンゾ-ヒラ-ジオキシン(底質)	-	150pg-TEQ/g	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	〃
		コプラナー-ポリ塩化ビフェニル(底質)	-		〃	〃

測定項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (参考)	測定方法	備考	
要 監 視 項 目	クロロホルム	0.0006	0.006 ~ 3	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	0.04	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	p-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃
	イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	〃
	フェントロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	〃
	イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	〃
	オキシ銅	0.004	0.04	付表2	〃
	クロロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	〃
	プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	E P N	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	〃
	ジクロルボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	フェノブカルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	〃
	イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃
	クロルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	〃
	トルエン	0.005	0.6	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
	キシレン	0.005	0.4	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	〃
	ニッケル	0.001	-	規格K0102 59.3又は付表4若しくは付表5	〃
	モリブデン	0.007	0.07	規格K0102 68.2又は付表4若しくは付表5	〃
	アンチモン	0.0002	0.02	付表5の第1,第2又は第3	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号
	塩化ビニルモノマー	0.0002	0.002	付表1	〃
	エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	〃
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102 56.2,56.3,56.4又は56.5	〃
	ウラン	0.0002	0.002	付表4の第1又は第2	〃
	フェノール	0.001	0.01 ~ 0.08	付表1	平成15年環水企発第031105001号・環水管発第031105001号
	ホルムアルデヒド	0.1	1	付表2	〃
4-t-オクチルフェノール	0.00003	0.001 ~ 0.004	付表1	平成25年環水大発第1303272号	
アニリン	0.002	0.02	付表2	〃	
2,4-ジクロロフェノール	0.0003	0.03	付表3	〃	
特殊 項目	フェノール類	0.005	-	規格K0102 28.1	昭和49年環境庁告示第64号
	銅	0.01	-	規格K0102 52.2,52.3,52.4又は52.5	〃
	溶解性鉄	0.005	-	規格K0102 57.2,57.3又は57.4	〃
	溶解性マンガン	0.005	-	規格K0102 56.2,56.3,56.4又は56.5	〃
そ の 他 項 目	クロム	0.005	-	規格K0102 65.1	〃
	アンモニア性窒素	0.02	-	規格K0102 42.2又は42.5	-
	磷酸態燐	0.003	-	規格K0102 46.1	-
	クロロフィルa	0.001	-	上水試験方法	-
	陰イオン界面活性剤	0.02	-	規格K0102 30.1	-
	塩素イオン	1	-	規格K0102 35	-
	電気伝導率	0.1 mS/m	-	規格K0102 13	-
	濁度	5度	-	河川水質試験方法 -3	-
大腸菌数	1 ^{MPN/100mL} 個/100mL	-	別添2	平成23年環水大発第110324001号	
備考	「付表」及び「別添」は備考欄に記載されている告示及び通知に記載されているものをいう。				

地下水水質測定計画

【趣旨】

- 1 この計画は、水質汚濁防止法第 16 条に基づき、地下水の水質の測定について必要な事項を定めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、第 27 条により実施する地下水のダイオキシン類の調査測定についても、必要な事項を定めるものである。

【測定期間】

- 2 測定期間は、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までとする。

【測定機関】

- 3 甲府市内の地点については甲府市、それ以外の地点については山梨県とする。
ただし、ダイオキシン類については山梨県が県内全域を測定する。

【調査方法等】

- 4 地下水の水質調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査により実施する。

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水水質の状況を把握するために行う調査で、選定した地区において実施する。

測定項目：環境基準項目、要監視項目及びダイオキシン類

調査地区

ア 環境基準項目、要監視項目の調査地区の選定

(ア) ローリング方式

地下水汚染を発見するために、メッシュに分割した調査区域を順次調査する。

a 山梨県（図 1 参照）

- ・ 県内（甲府市を除く）を 5km メッシュを基本にして分割した 81 地区を A 地区と B 地区に区分する。

A 地区とは、水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある 52 地区を、

B 地区とは、A 地区以外の 29 地区をいう。

- ・ 環境基準項目の調査地区は、A 地区では 2 年、B 地区では 4 年のローリングにより選定する。

- ・ 要監視項目の調査地区は A・B 地区とも 4 年のローリングにより選定する。

b 甲府市（図 2 参照）

- ・ 甲府市の調査地区は、甲府市内の市街地を 2km メッシュで分割した 18 地区とそれ以外の地域を 5km メッシュで分割した 3 地区の計 21 地区を、2 年のローリングにより選定する。

(イ) 定点方式

利水的に重要な地域や有害物質を使用している工場・事業場等が立地している地域等において、汚染の発見又は濃度の推移等を把握する。（別表 1 参照）

イ ダイオキシン類の調査地区の選定（図 3 参照）

- ・ ダイオキシン類の調査地区は、県内を 5km メッシュを基本に分割した 88 地区のうち 2 区画につき 1 地点を、5 年のローリングにより選定する。

測定回数：環境基準項目は年 2 回（豊水期、湯水期）、要監視項目は年 1 回（8 月）、ダイオキシン類については年 1 回（8 月）測定する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において、環境基準項目及びダイオキシン類の測定結果が環境基準を超過したときに、原因究明及び汚染範囲の確定のために実施する。

(3) 継続監視調査

過去の調査により、環境基準項目及びダイオキシン類が環境基準を超過し、継続的に監視する必要がある地点で行う水質調査で、年1回～2回実施する。(別表2参照)

なお、継続監視調査は、調査地点で数年連続して、環境基準以下となり、かつ、汚染範囲が環境基準以下になっていることを確認した上で終了する。

【測定地点】

5 調査地点数は次のとおりとする。

ローリング方式の()内の数値は要監視項目測定地点数

測定機関		山梨県	甲府市	合計	
地点数	概況調査	ローリング方式	33 (20)	11 (11)	44 (31)
		定点方式	8	0	8
	継続監視調査		30	7	37
	ダイオキシン類		9	0	9

【測定方法】

6 測定方法は、別表3のとおりとする。

【利用状況調査】

7 地下水水質測定に併せて別表4により地下水利用状況調査を実施する。

【測定結果の送付等】

8 甲府市は、地下水水質測定結果を各回の測定終了の都度、山梨県知事に報告するものとする。

ただし、環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに山梨県知事に連絡するとともに、原因究明のための調査を行うものとする。

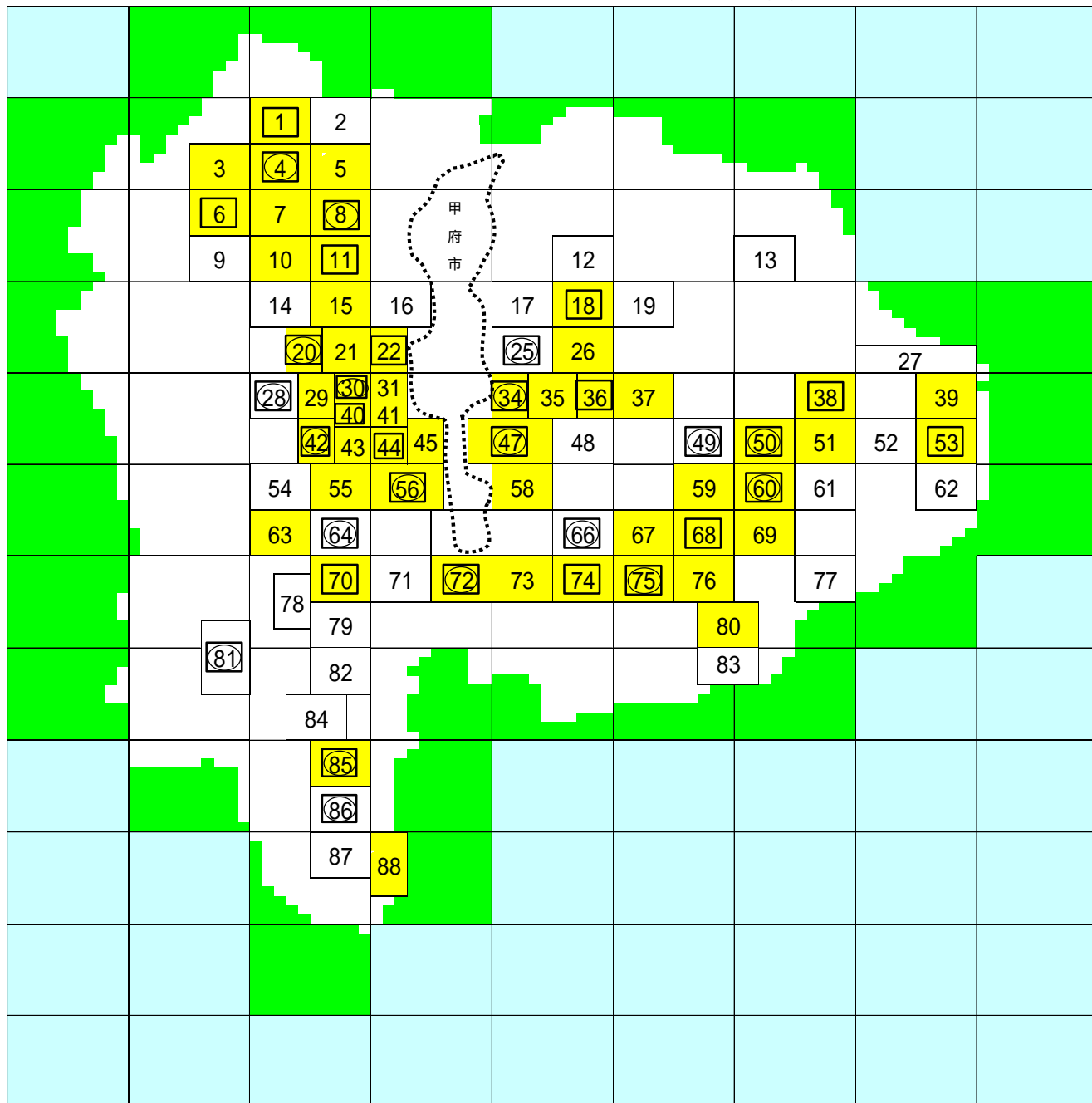
【公表】

9 測定結果は、原則として1年間分をとりまとめ評価を行い、平成31年度に公表する。

【その他】

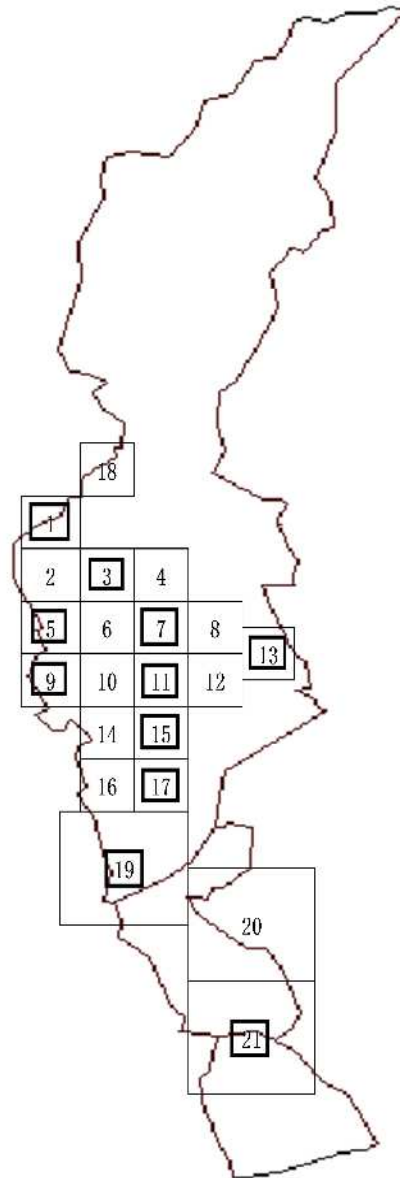
10 この計画に定めのない事項については、測定機関が相互に協議して定める。

図1 概況調査測定地点図(環境基準項目・要監視項目)(山梨県)



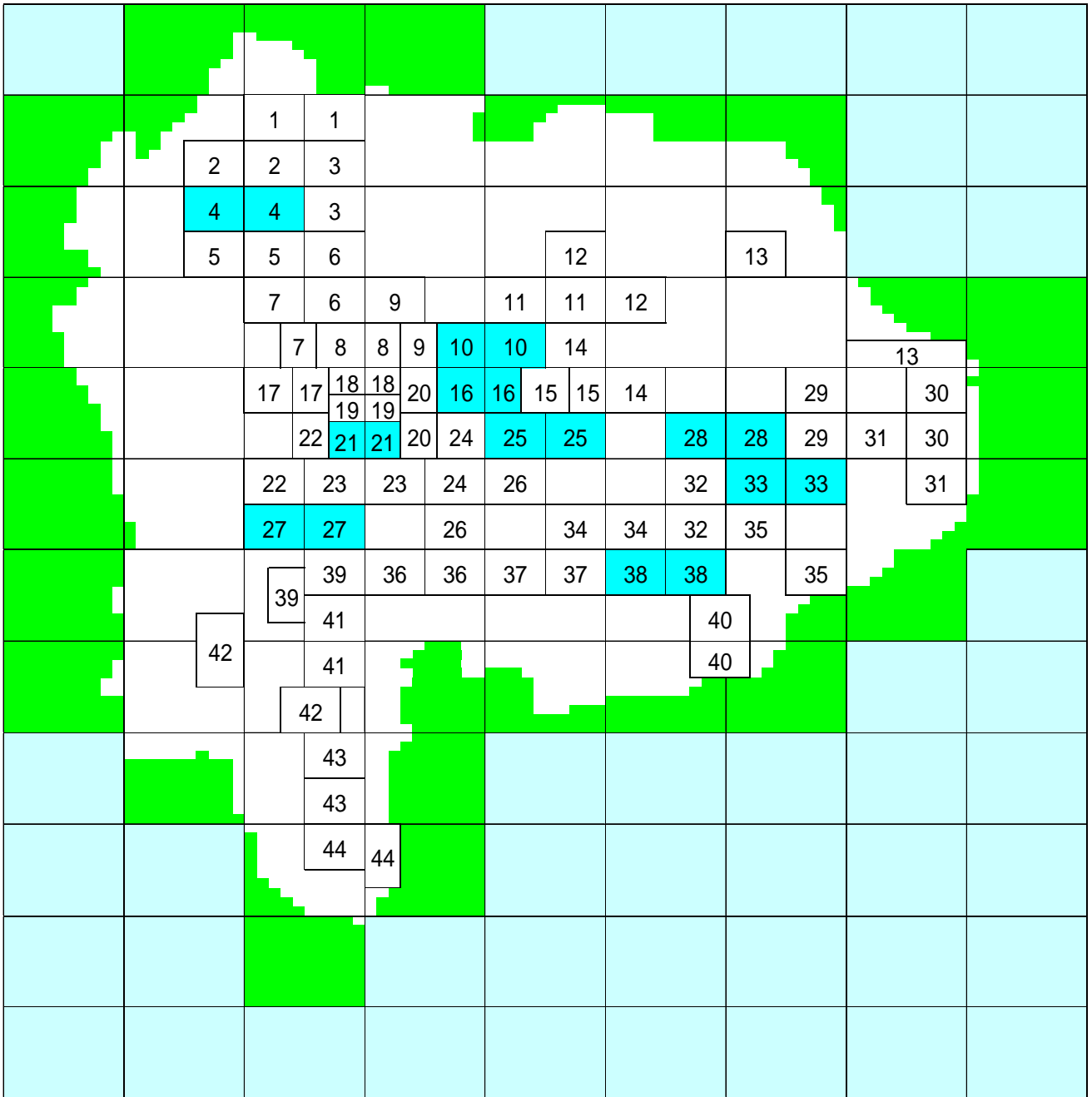
- ・ 5kmメッシュを基本とする県内81地区(No.23,24,32,33,46,57,65,甲府市のため除く)
- ・ 有害物質使用特定施設設置地区(52地区)
- ・ は環境基準項目測定地点(33地点)。うち、 印の地点については要監視項目も測定(20地点)。

図2 甲府市測定地点図（環境基準項目・要監視項目）



- ・市街地を2kmメッシュで区切った18地区とそれ以外の地域を5kmメッシュで区切った3地区の計21地区
- ・市街地を2kmメッシュで区切った18地区とそれ以外の地域を5kmメッシュで区切った3地区の計21地区
- ・ 1は環境基準項目及び要監視項目測定地点（11地点）

図3 測定地点図(ダイオキシン類)



5kmメッシュを基本とする県内88地区を、2区画につき1地点調査

平成30年度ダイオキシン類測定地点(9地点)

別表 1 定点方式の測定地点

番号	測定地点	測定開始年度	測定機関	測定対象項目
1	都留市 田原	H21	山梨県	重金属等(六価クロム、砒素)
2	南都留郡忍野村 忍草	H23		揮発性有機化合物
3	都留市 四日市場	H23		揮発性有機化合物
4	韮崎市 清哲町青木	H24		重金属等(鉛)
5	韮崎市 清哲町青木	H24		重金属等(鉛)
6	韮崎市上祖母石	H24		重金属等(鉛)
7	中央市 大田和	H24		揮発性有機化合物、ふっ素
8	中央市 極楽寺	H25		ふっ素

揮発性有機化合物については分解生成物についても測定を行う。

別表 2 継続監視調査の測定地点

番号	測定地点	測定開始年度	測定機関	測定対象項目	測定実施時期	
					豊水期	渇水期
1	北杜市 長坂町大八田	H2	山梨県	揮発性有機化合物		
2	北杜市 長坂町長坂上条	H2		揮発性有機化合物		
3	甲州市 勝沼町等々力	H3		揮発性有機化合物		
4	笛吹市 石和町市部	H3		重金属等(砒素)		
5	昭和町 西条新田	H4		揮発性有機化合物		
6	昭和町 築地新居	H4		揮発性有機化合物		
7	昭和町 上河東	H4		揮発性有機化合物		
8	富士川町 青柳町	H4		揮発性有機化合物		
9	大月市 七保町	H4		揮発性有機化合物		
10	大月市 初狩町	H7		揮発性有機化合物		
11	昭和町 築地新居	H8		揮発性有機化合物		
12	昭和町 飯喰	H8		揮発性有機化合物		
13	昭和町 飯喰	H8		揮発性有機化合物		
14	北杜市 高根町箕輪	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
15	南アルプス市 十五所	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
16	笛吹市 御坂町八千蔵	H11		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
17	笛吹市 石和町川中島	H12		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
18	甲州市 勝沼町上岩崎	H12		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
19	南アルプス市 小笠原	H16		揮発性有機化合物		
20	笛吹市 八代町南	H17		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
21	笛吹市 境川町藤壘	H18		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
22	上野原市 大野	H18		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
23	北杜市 長坂町長坂上条	H18		揮発性有機化合物		
24	山梨市 牧丘町城古寺	H20		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
25	笛吹市 八代町南	H20		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
26	上野原市 大柗	H23		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
27	南部町 本郷	H26		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
28	甲州市勝沼町藤井	H30		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
29	北杜市高根町箕輪	H30		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
30	北杜市須玉町下津金	H30		重金属等(砒素)		
31	甲府市 新田町	H2	甲府市	揮発性有機化合物		
32	甲府市 青葉町	H13		揮発性有機化合物・重金属等		
33	甲府市 北口	H13		揮発性有機化合物・重金属等		
34	甲府市 下向山	H13		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		
35	甲府市 国玉町	H19		重金属等(鉛、ふっ素)		
36	甲府市 古関町	H24		重金属等(砒素)		
37	甲府市 右左口町	H30		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		

揮発性有機化合物については分解生成物についても測定を行う。

別表3 地下水水質測定方法

測定項目	報告下限値(mg/L)	環境基準値(参考)	測定方法	備考	
カドミウム	0.0003	0.003	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 55.2,55.3又は55.4	平成9年環境庁告示第10号	
全シアン	0.1	検出されないこと	規格K0102 38.1.2及び38.2,規格K0102 38.1.2及び38.3又は規格K0102.38.1.2及び38.5	〃	
鉛	0.005	0.01	規格K0102 54	〃	
六価クロム	0.02	0.05	規格K0102 65.2	〃	
砒素	0.005	0.01	規格K0102 61.2又は61.3又は61.4	〃	
総水銀	0.0005	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号(以下、「公共用水域告示」という。)付表1	〃	
アルキル水銀	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表2	〃	
P C B	0.0005	検出されないこと	公共用水域告示付表3	〃	
ジクロロメタン	0.002	0.02	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
四塩化炭素	0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
クロロエチレン	0.0002	0.002	付表	〃	
1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	〃	
1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	シス体にあつては規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2 トランス体にあつては規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
トリクロロエチレン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	〃	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002	0.002	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃	
チウラム	0.0006	0.006	公共用水域告示付表4	〃	
シマジン	0.0003	0.003	公共用水域告示付表5の第1又は第2	〃	
チオベンカルブ	0.002	0.02	公共用水域告示付表5の第1又は第2	〃	
ベンゼン	0.001	0.01	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
セレン	0.002	0.01	規格K0102 67.2,67.3又は67.4	〃	
硝酸性窒素	0.02	10	規格K0102の43.2.1,43.2.3,43.2.5又は43.2.6	〃	
亜硝酸性窒素	0.02		規格K0102の43.1	〃	
ふつ素	0.05	0.8	規格K0102の34.1若しくは34.4又は公共用水域告示付表6	〃	
ほう素	0.04	1	規格K0102 47.1,47.3又は47.4	〃	
1,4-ジオキサン	0.005	0.05	公共用水域告示付表7	〃	
DXN類	ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-ハル-ジオキシン	-	1pg-TEQ/L	規格K0312	平成11年環境庁告示第68号
	コプラナーポリ塩化ビフェニル	-		〃	〃

	測定項目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (参考)	測定方法	備考	
要 監 視 項 目	クロホルム	0.0006	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	平成5年環水規第121号	
	1,2-ジクロロプロパン	0.005	0.06	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃	
	p-ジクロロベンゼン	0.005	0.2	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1	〃	
	イソキサチオン	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃	
	ダイアジノン	0.0005	0.005	付表1の第1又は第2	〃	
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	付表1の第1又は第2	〃	
	イソプロチオラン	0.004	0.04	付表1の第1又は第2	〃	
	オキシ銅	0.004	0.04	付表2	〃	
	クロタロニル	0.004	0.05	付表1の第1又は第2	〃	
	プロピザミド	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃	
	E P N	0.0006	0.006	付表1の第1又は第2	〃	
	ジクロロボス	0.001	0.008	付表1の第1又は第2	〃	
	フェノブカルブ	0.002	0.03	付表1の第1又は第2	〃	
	イプロベンホス	0.0008	0.008	付表1の第1又は第2	〃	
	クロルニトロフェン	0.0005	-	付表1の第1又は第2	〃	
	トルエン	0.005	0.6	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
	キシレン	0.005	0.4	規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2	〃	
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	付表3の第1又は第2	〃	
	ニッケル	0.001	-	規格K0102 59.3又は付表4若しくは付表5	〃	
	モリブデン	0.007	0.07	規格K0102 68.2又は付表4若しくは付表5	〃	
	アンチモン	0.0002	0.02	付表5の第1,第2又は第3	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号	
	エピクロロヒドリン	0.00004	0.0004	付表2	〃	
	全マンガン	0.02	0.2	規格K0102 56.2,56.3,56.4又は56.5	〃	
	ウラン	0.0002	0.002	付表4の第1又は第2	〃	
	その他項目	水温	-	-	規格K0102 7.2	-
		pH	-	-	規格K0102 12.1	-
		電気伝導率	-	-	規格K0102 13	-
備考	「付表」及び「別添」は備考欄に記載されている告示及び通知に記載されているものをいう。					

別表 4

(この調査票は、調査日当日、採水に伺った職員にお渡し下さい。)

地下水利用状況調査票

< 必要事項を記入し、該当する項目を 印でかこんで下さい。 >						井戸 番号	
所有者	氏名			管理者	氏名		
	住所				住所		
(1) 井戸の状況							
井戸の所在地							
使用開始日		年	月	日	使用人数		人
井戸の形式		手掘・打ち込み・機械掘・自噴・湧水・その他()					
取水方法		電動ポンプ・手押しポンプ・つるべ・自噴・その他()					
使用頻度		毎日・時々・使用していない(年間)・その他()					
使用量		m ³ / 日 (月・年)		揚水量		m ³ / 日 (月・年)	
使用目的		飲用水・飲用以外の生活雑用水(洗濯・風呂等)・工業用原料水・工業用雑用水・農業用水・その他()					
井戸深度等		m	ストレ - ナの位置		m	深井戸・浅井戸・不明	
地下水位状況		水量豊富・季節的に低下・最近低下・その他()					
水質異常有無		有 [味・臭い・色・その他()]・無					
(2) 使用者の状況							
水道普及状況		水道と併用(同一蛇口・別の蛇口)・水道は入っていない					
し尿処理状況		下水道・し尿浄化槽・合併浄化槽・汲取り 放流先(公共用水域・地下浸透)					
雑排水処理状況		下水道・合併浄化槽・未処理・放流先(公共用水域・地下浸透)					
(3) 地域の状況							
井戸周辺の状況 (半径 500m)		住居地・商業地・工業地・農地・その他()					
地下水利用状況		地域で地下水の利用が多い・地域で地下水の利用は少ない					
(備 考)							

調査者記入用

井戸番号		調査年月日	年	月	日
井戸水温		調査機関		調査者名	

参考：公共用水域の環境基準（生活環境項目）

生活環境の保全に関する環境基準
【河川】

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-

【湖沼】

項目 類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下

水生生物の保全に係る水質環境基準
【河川及び湖沼】

項目 類型	基準値		
	全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物B	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下

【湖沼】

項目 類型	基準値
	底層溶存酸素量
生物1	4.0mg/L以上
生物2	3.0mg/L以上
生物3	2.0mg/L以上

達成期間の分類

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的すみやかに達成

〒 400-8501 甲府市丸の内 1 - 6 - 1
山梨県森林環境部大気水質保全課
TEL 055-223-1511 (直通)

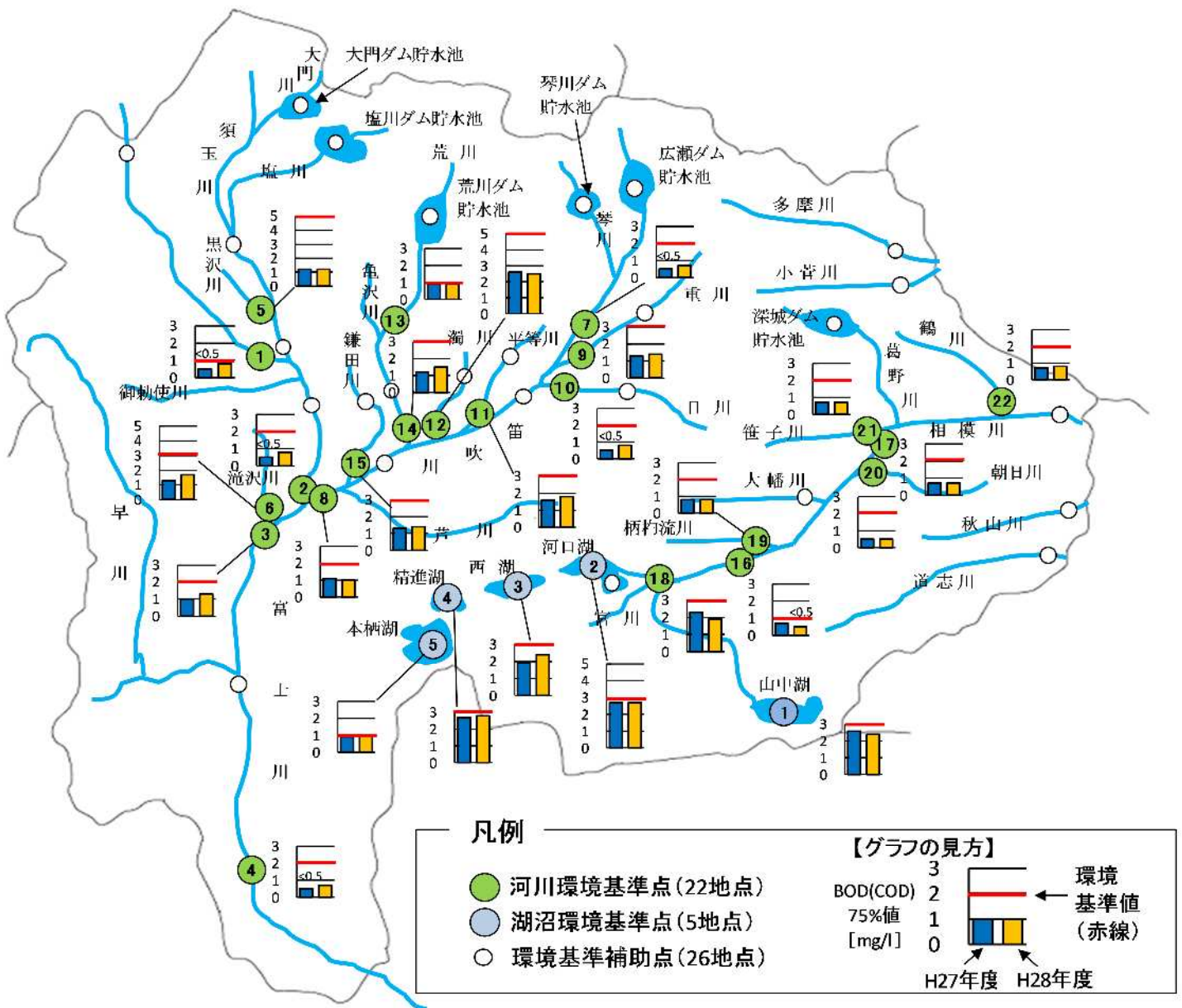
県内の公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定により作成した水質測定計画に基づき水質測定を実施した（測定は国土交通省、県、甲府市が実施）。

生活環境の保全に関する環境基準項目の測定結果

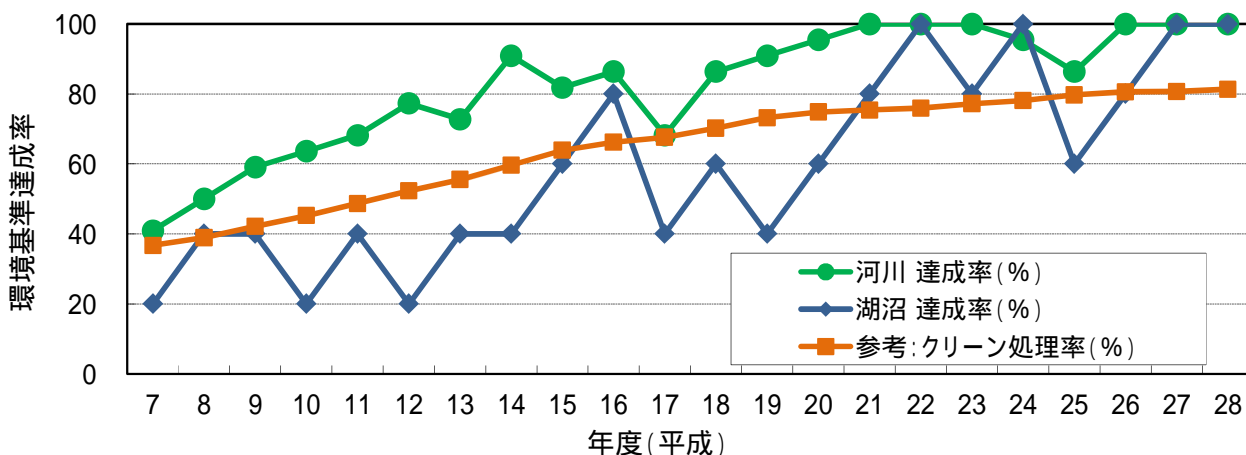
生活環境の保全に関する環境基準項目のうち、水の汚れの程度を示す値（河川：BOD、湖沼：COD）について、河川及び湖沼の全ての環境基準点において環境基準を達成した。

水生生物の保全に係る環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）については、全ての環境基準点において環境基準を達成した。

地点別測定結果

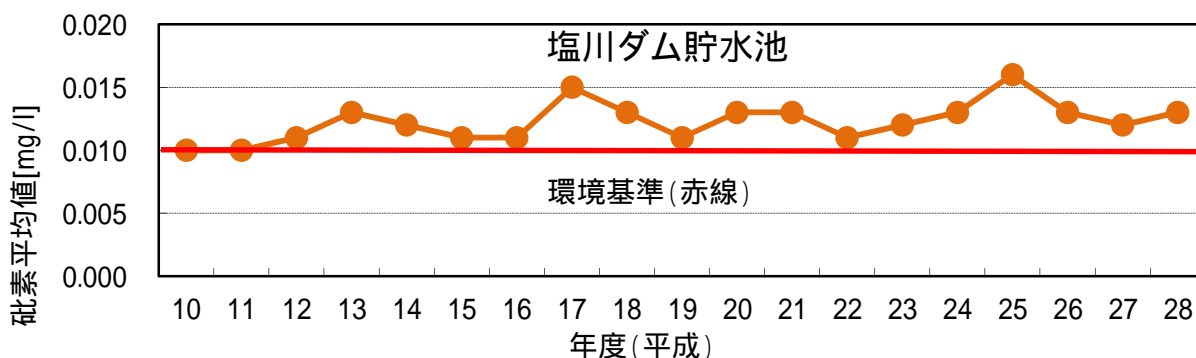


環境基準達成率の推移

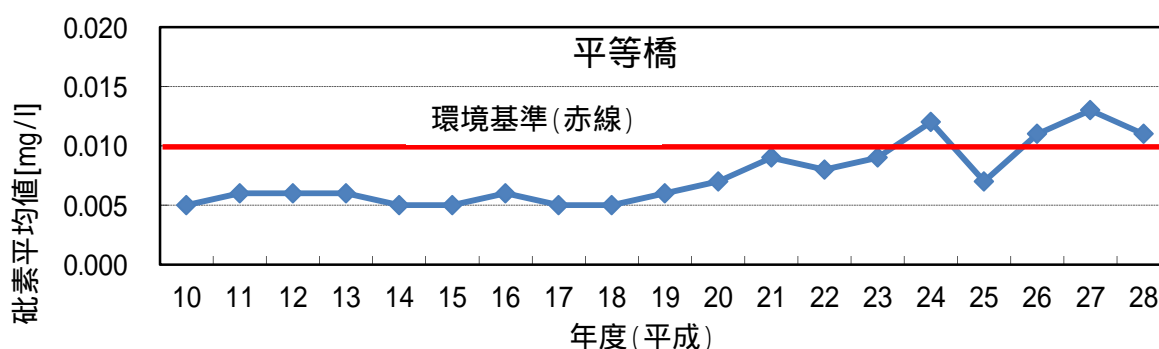


人の健康の保護に関する環境基準項目の測定結果

塩川ダム貯水池（塩川）で、地質由来により砒素が環境基準を超過した。
 （年間平均値 0.013 mg/l、環境基準 0.01 mg/l）



平等橋（平等川）で、地質由来により砒素が環境基準を超過した。
 （年間平均値 0.011 mg/l、環境基準 0.01 mg/l）



砒素以外の項目（26項目）については、全ての地点で環境基準を達成した。

要監視項目の測定結果

測定した全ての項目（31項目）について、指針値以下であった。

平成 28 年度地下水測定結果の概要

県内の地下水の水質汚染状況を監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定により作成した水質測定計画に基づき水質測定を実施した（測定は県及び甲府市が実施）。

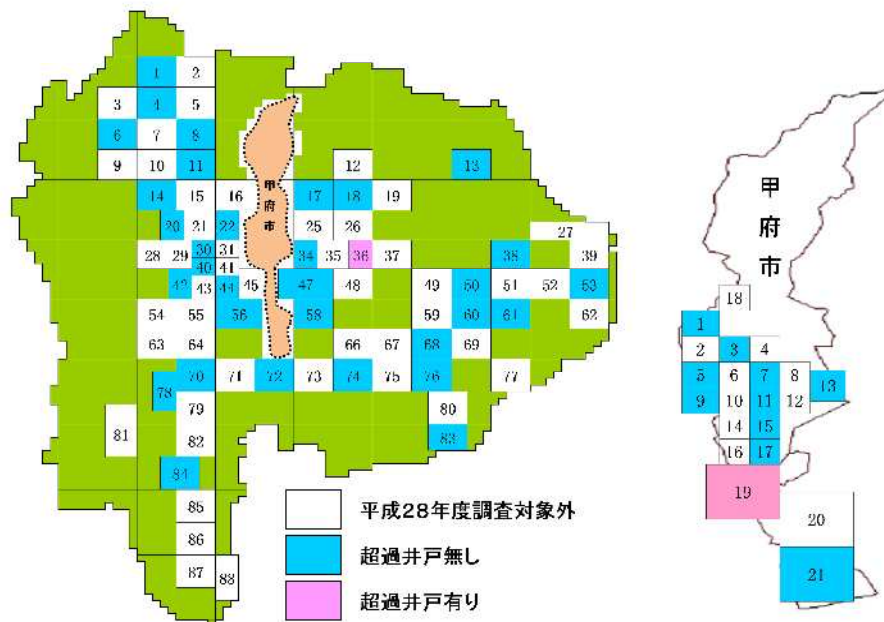
概況調査の結果

- (1) ローリング方式（山梨県全体の地下水の状況を把握するため、山梨県内を 102 地区に分割し、2 年又は 4 年で一巡するように全体を調査）

環境基準項目

環境基準項目については、44 地点で調査を実施したところ、2 地点（甲府市右左口町及び甲州市勝沼町藤井）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した（甲府市右左口町：1.7 mg/ℓ、甲州市勝沼町藤井：1.1 mg/ℓ、基準値 1.0 mg/ℓ）。

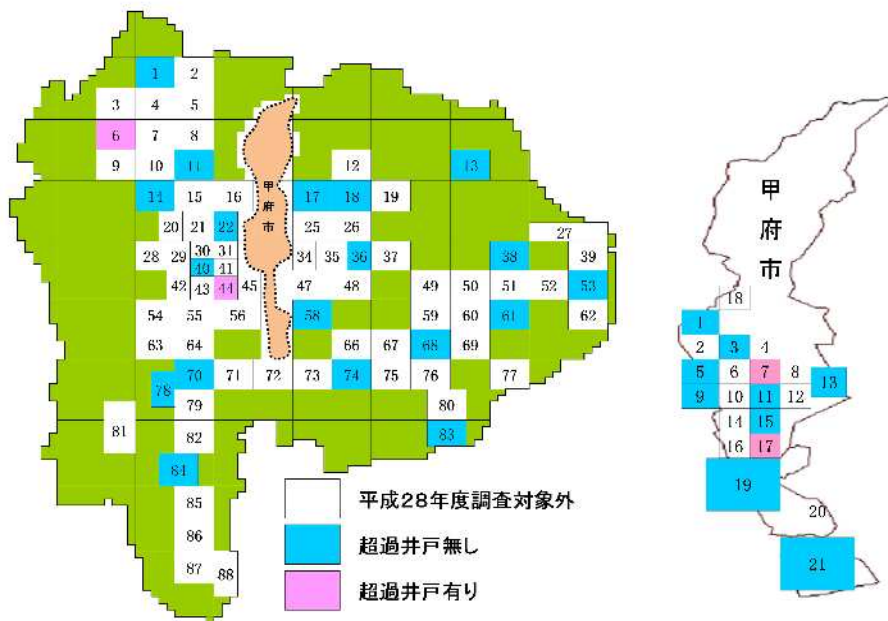
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素以外の項目については、全ての地点で環境基準を達成した。



(注) 超過井戸の存在状況をメッシュ単位で色付けたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない

要監視項目

要監視項目については、32 地点で調査を実施したところ、4 地点（甲府市城東、甲府市下今井町、北杜市長坂町日野及び中央市一町畑）で全マンガンが指針値を超過した（甲府市城東：0.33 mg/ℓ、甲府市下今井町：0.24 mg/ℓ、北杜市長坂町日野：0.37 mg/ℓ、中央市一町畑：0.22 mg/ℓ、指針値 0.2 mg/ℓ）
その他の項目については、全ての地点で指針値を下回った。



(注)超過井戸の存在状況をメッシュ単位で色付けたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない

(2) 定点方式(利水的に重要な地域等において、重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的に調査)

都留市田原、都留市四日市場、忍野村忍草、韮崎市清哲町(2地点)、韮崎市上祖母石、中央市大田和、中央市極楽寺、及び上野原市鶴川の合計9地点で調査を実施したところ、測定した項目は全ての地点で環境基準を達成した。

継続監視調査の結果

汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査

調査した36地点のうち27地点で環境基準を達成したが、9地点で引き続き環境基準を超過した。このため、今後も継続的な監視を行っていく。

環境基準超過井戸	環境基準内検出井戸	不検出井戸
9地点 (飲用井戸0)	25地点 (飲用井戸1)	2地点 (飲用井戸1)

汚染井戸周辺地区調査の結果

平成27年度に全マンガンが指針値を超過した2地点(甲府市上阿原町及び山中湖村山中)において、汚染井戸及びその周辺を調査した。

甲府市上阿原町については、汚染井戸及び周辺井戸で指針値を超過した。周辺には、原因となる工場・事業場はないことから、原因は自然由来か施肥と考えられる。

山中湖村山中については、汚染井戸で引き続き指針値を超過したが、周辺井戸では指針値を下回った。周辺には、原因となる工場・事業場はないことから、原因は自然由来と考えられる。